

「被扶養者資格確認調査」に「協力」を!

結婚や就職等で被扶養者の資格を失ったにも関わらず、手続きを忘れていらっしゃる方が少なくありません。健保組合では、こうした手続きもれに対応するため、

「被扶養者資格確認調査」を毎年実施していますので、みなさまのご協力をお願いいたします。



被扶養者の認定に誤りがあると、 健保財政の悪化要因に...

国民皆保険制度のスタートから50周年を迎える本年、健保組合の財政は急激に悪化しています。その主因として、医療費等にかかる保険給付費が増加傾向にあること、そして高齢者医療制度への負担金が急増していることがあげられます。

健康保険では、被扶養者も被保険者と同様の給付を受けることができます。しかし、被扶養者分としての保険料は徴収しておりません。被扶養者の要件に該当しなくなった家族をそのままにしておくと、**保険証を使用して医療行為を受ける等の不公平が生じ、本来は不要な給付を行うこととなるだけでなく、高齢者医療制度への負担金と介護納付金等**で不

要な医療費の支出増加を招くこととなります。

健保組合の財政基盤の安定の第一歩は、厳正で公平な被扶養者認定にあるといえます。引き続きみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



2010年度 「被扶養者資格確認調査」に ご協力いただきありがとうございます とご報告いたしました

2010年10月より、配偶者7,807名を対象とした被扶養者資格確認調査を実施しました。

みなさまのご理解とご協力を得て、ほぼ期間内に終了することができました。あらためて、お礼申し上げます。



今回の調査結果のご報告

対象配偶者数

7,807名
(在籍被保険者数：23,351名)

不適格資格喪失
配偶者数

97名
(未手続き43名、収入超過54名)

| | |
|-------------------------------------|--------|
| 引き続き資格を有する方 | 7,710名 |
| 就職等により被扶養者資格を失ったにも関わらず、手続きをしていなかった方 | 43名 |
| パートやアルバイト等での収入が限度額を超えていた方 | 54名 |

資格確認調査実績

| 実施年度 | 調査 | 対象者 | 備考 |
|---------------|-----------|------------------------|------------------|
| 1998 | 全面 | 18歳以上の被扶養者全員 | 3年に一度の紙保険証更新前 |
| 2001 (合併時) | 全面 | 18歳以上の被扶養者全員 | 3年に一度の紙保険証更新前 |
| 2004 | 全面 | 18歳以上の被扶養者全員 | 3年に一度の紙保険証更新前 |
| 2005 | 部分 | 別居の父母（仕送り等） | |
| 2006 | 部分 | 別居の父母（仕送り等） | |
| 2007 | 全面 | 18歳以上の被扶養者全員 | 保険証カード化切り替え前 |
| 2008 | 部分 | 22～24歳の子に調査 | |
| 2009 | 部分 | 25歳以上の子に調査 | |
| 2010 | 部分 | 配偶者に調査 | |
| 2011 | 部分 | 父母・祖父母・兄弟姉妹他に調査 | 第3四半期実施予定 |

*保険証が更新される場合の調査は全面調査によるものとし、更新を伴わない場合は都度健保組合が決定します。

2011年度の 資格確認調査 について

今年度の資格確認調査実施時期は**第3四半期**とし、対象者は**父母・祖父母・兄弟姉妹他**の調査となりますので、該当の方には**所得証明書類等**の提出に、ご協力いただきますようお願いします。

被扶養者の認定基準について

こんなときは被扶養者では なくなります

- ▶ 子どもや配偶者が就職して、勤め先の健保組合等の被保険者になった
- ▶ 子どもが結婚して、配偶者の被扶養者になった
- ▶ パートやアルバイトをしていた被扶養者の収入が増えた（年収 **130万円**以上）
- ▶ 年金等で親の収入が増えた（60歳以上または障害者は、年収 **180万円**以上）
- ▶ 同居していた義理の親と別居した
- ▶ 被扶養者が75歳になり（または、65～74歳で一定の障害があると認定された場合）、後期高齢者医療制度の被保険者になった
- ▶ 被扶養者が亡くなった など

手続き方法

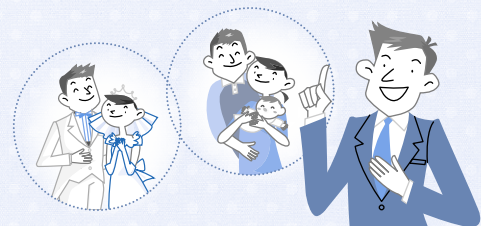
5日以内に「健康保険被扶養者（異動）届」*に該当する被扶養者の保険証を添え、事業所を通じて健保組合へ提出してください。

こんなときは被扶養者になれます

- ▶ 子どもが生まれた
- ▶ 結婚した（配偶者の年収 **130万円**未満または無収入）
- ▶ 配偶者が仕事をやめて、収入が減った（年収 **130万円**未満） など

手続き方法

5日以内に「健康保険被扶養者（異動）届」*を事業所を通じて健保組合へ提出し、新しい保険証の発行を受けてください。



*「健康保険被扶養者（異動）届」は健保ホームページからダウンロードできます。